

○木材産業等高度化推進資金の詳細○

資金種類			資金内容	貸付対象者	貸付利率の上限 (年%以内)	償還期限 (年以内)	貸付限度額
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 2 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 3 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 4 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費及びその他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	事業経営改善計画の認定を受けた次に掲げる者 1 森林組合又は森林組合連合会 2 中小企業等協同組合等の組合又はその連合会 3 森林所有者（素材生産に係る者に限る。） 4 木材市場を開設する者 5 数人協同の事業体（※1） 6 単独事業体（※2） （左記4の資金については、左記1から3までのいずれかの資金を借り受ける者に限る。）	短期資金 2.00% 〈1.90%〉 [1.70%] 長期資金 2.40% 〈2.20%〉 [1.85%]		1 億円 特認 2 億円 〔素材の年平均生産量10,000㎡以上〕 〔素材の年平均引取量15,000㎡以上〕 〔木材製品の年平均引取量20,000㎡以上〕 特認 4 億円 〔素材の年平均引取量30,000㎡以上〕 〔木材製品の年平均引取量40,000㎡以上〕 特認 5 億円 〔素材及び木材製品の年平均引取量50,000㎡以上〕
		新規需要創出資金	1 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 2 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 3 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） 4 木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるもの (1) 製材 (2) 合板 (3) 集成材 (4) 単板積層材 (5) 防腐、防虫、耐火処理材 (6) 直交集成板 (7) 木質チップ、ペレット (8) その他林野庁長官が承認した製品	事業経営改善計画の認定を受けた木材の製造に係る事業体であって木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者	短期資金 [1.70%] 長期資金 [1.85%]	短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (うち据置期間 1 年以内)	1 億円
構造改善計画に基づく資金	木材高度加工資金		1 作業労賃、電力費、燃料費及びその他木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。） 2 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。））、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 3 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。））、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金	構造改善計画の認定を受けた次に掲げる者 1 次に掲げる木材の製造に係る事業体 (1)次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000㎡以上の者 イ 集成材製造施設 ロ 人工乾燥施設 ハ 薬剤処理施設 ニ フラット加工施設 ホ 廃木材破砕・再生処理施設 ヘ 製材用省力化設備 ト 合板用省力化設備 チ 木製組立材料製造用省力化設備 リ 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 (2)合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000㎡以上の者 (3)木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う者 2 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき左記1の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行う者 (1及び2の貸付対象者は、契約、協定等に基づき、素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。)	短期資金 [1.70%] 長期資金 [1.85%]	短期資金 [1.70%] 長期資金 [1.85%]	1 億円 特認 2 億円 〔JAS無垢材の製造を行う者〕
林業経営改善計画に基づく資金	林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	1 造林に必要な運転資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等 2 素材生産を請負わせるのに必要な運転資金であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	林業経営改善計画の認定を受けた次に掲げる者 1 林業を営む者（左記1の資金に限る。） 2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合（左記2の資金に限る。）	短期資金 2.00% 長期資金 2.40%	短期資金 1 年以内	5 千万円 特認 1 億 5 千万円 〔造林の年間施業面積500ha以上〕
		伐採・造林一貫作業推進資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） 2 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費	林業経営改善計画の認定を受けた次に掲げる者 1 森林所有者 2 森林組合 3 森林組合連合会 4 素材生産業を営む者又はその組織する団体	短期資金 〈1.90%〉 [1.70%] 長期資金 〈2.20%〉 [1.85%]	長期資金 5 年以内 (うち据置期間 1 年以内)	1 億円 特認 2 億円 〔素材の年間平均生産量10,000㎡以上〕
木材安定供給資金			1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。））、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26 年法律第246 号。以下（管理経営法という。）第 8 条の14 第 4 項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 なお、管理経営法第 8 条の 5 第 3 項に基づく権利設定料を含む。 2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、次に掲げるもの (1) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。））及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	事業計画の認定を受けた次に掲げる者 1 森林所有者等（左記 1、3 の資金に限る。） 2 木材利用事業者等（左記 2、3 の資金に限る。） 3 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（左記 3 の資金に限る。） 4 木材の輸送を業として行う者（左記 3、4 の資金に限る。） 5 木材製品利用事業者等（左記 3、5 の資金に限る。）	短期資金 [1.70%] 長期資金 [1.85%]	短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (うち据置期間 1 年以内)	3 億円 特認 4 億円 〔協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から 5 パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると認められること〕

(注 1) 貸付利率は令和 7 年 6 月 2 日現在。
(注 2) 貸付利率の上限における〈 〉は 3 倍協調資金（中規模事業体への貸付けの場合）の利率、[] は 2 倍協調資金（選定経営体及び大規模事業体への貸付けの場合）の利率。
(注 3) 80%機関保証付きの場合は、上記貸付利率から0.4%を減じる。
(注 4) 経過措置に基づく各資金の貸付けについては、各計画の認定期間内において有効とする。
(注 5) 貸付限度額における[] は、特認条件であり、林野庁長官と協議して承認を受けた者に限る。